

仕 様 書

1 件 名

雇用保険業務関係冊子（事業主の手引き）の作成・印刷

2 仕様内容

（１）規格・数量・特記事項等

別紙１『仕様内容詳細』および別紙２『挿入するインデックスの仕様について』のとおり。

（２）共通留意事項

国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）の基本方針の「印刷用紙」及び「印刷」に係る判断の基準を満たす製品であることを想定する。

但し、当該「判断の基準」を満たす製品を納入することが困難な場合には、下記１
１の了承を得た場合に限り、代替品の納入を可とする。

3 納入期限

令和７年１１月２０日（木）※厳守とし、可能な限り早期に履行すること。

4 納入場所

別紙３『納入場所一覧』のとおり。

5 著作権及び版權

（１）本契約に係る印刷物の作成上発生した著作権は当方に帰属する。

（２）本契約に係る印刷物の版權は当方に帰属する。

（３）作成にあたり、著作権関係その他第三者の権利の対象になっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任は契約業者が負わなければならない。

6 留意事項

（１）障害発生時の窓口は契約業者に一本化し、誠意をもって迅速に対応すること。

（２）契約業者は本業務に関連して入手した資料及び業務上知り得た個人情報を含むすべての情報（以下「取り扱う情報」という。）について、本業務実施中とはもとより終了後においても、機密保持のため十分な体制・設備により厳重に管理し、紛失や盗難等による情報の漏えいを確実に防止する措置を講じること。なお、以下の点についても、併せて留意の上、防止措置を講じること。

① 取り扱う情報は、本業務以外の目的に使用しないこと。

② 取り扱う情報は、指定した場所以外に持ち出さないこと。

③ 取り扱う情報は、第三者に開示しないこと。

④ 取り扱う情報は、本業務の履行以外には発注者の許可を得ることなく複写しないこと。

- (3) 契約業者は、仕様内容に関する不明点は事前に確認を行うこととし、仕様書等の不明を理由として、契約内容の変更（代替品等の申請）や異議を申し立てることはできない。
- (4) 仕様内容及び契約内容の変更（代替品等の申請）は、下記 1 1 以外とは行わないこと。
- (5) 契約業者は、下記 1 2 と校正日や最終原稿引き渡し日等の打ち合わせを速やかに実施すること。
- (6) 校正に係る打ち合わせは、下記 1 2 の指示する日時、場所、方法等により実施すること。
- (7) 契約業者は、印刷に入る前に必ず見本を下記 1 2 に提出し、確認を受けること。
- (8) 契約業者が納入を行う際は、日時や方法等について下記 1 1 及び 1 2 の指示に従うこと。
また、配送業者へ納品物の発送を依頼する場合は、送付状に期日を指定する等、配送業務者へ明確な説明を行った上、上記 3 までに納品が完了するよう余裕をもって対応すること。
- (9) 契約業者は、下記 1 1 及び 1 2 を訪問する際は必ず事前に連絡すること。
- (10) 納入時の梱包については、段ボールの使用や納入物品を厚手の梱包材で包み紐掛けする等、納入物品に破損、汚損等が無いよう丁寧に行うこと。
- (11) 入札書又は見積提出時において、過去 1 年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。

7 厚生労働省所管法令違反について

- (1) 契約業者は、契約業者又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに発注者に報告しなければならない。
- (2) 発注者は、次の各号の 1 に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続きを要せず、契約業者に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。
 - 1 契約業者又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
 - 2 契約業者が、契約業者又はその役員若しくは使用人が上記 1 の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。
- (3) 上記（2）により発注者が契約を解除した場合、契約業者は違約金として、発注者の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を発注者が指定する期日までに支払わなければならない。
- (4) 契約業者は、契約の履行を理由として上記（3）の違約金を免れることができない。
- (5) 上記（3）は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合にお

いて、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを防げない。

8 代金の支払いについて

- (1) 発注者による検査に合格できなければ、代金は支払わない。
- (2) 「請求書」のあて名は「支出官 群馬労働局長」とし、余白に振込先となる金融機関名等を表示すること。
- (3) 発注者は適法な請求書を受領後 30 日以内に指定された金融機関に振り込むこととする。
- (4) 代金の請求（請求書の提出）は、契約内容を全て履行した後、遅滞なく以下の担当部局に行うこととし、事前に請求書の記載内容及び方法等を確認すること。

9 再委託について

本業務の全てを第三者（受託者の子会社（会社法第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。また、本業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は再委託してはならない。

本業務の一部を再委託する場合には、再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が 50 万円未満の場合は、この限りでない。なお、再委託先を変更する場合についても同様の取扱いによるものとする。

本業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該再受託者の行為について、すべての責任を負わなければならない。本業務の一部を再委託するときは、本業務の契約を遵守するために必要な事項について本業務の契約書を準用して、再受託者と約定しなければならない。再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、履行体制図を提出しなければならない。

10 その他

契約履行期限等に係る問題が生じた場合は、下記担当者に当該問題の内容について報告すること。

1.1 契約担当部局

群馬労働局総務部総務課 会計第一係 関口
群馬県前橋市大手町 2-3-1 前橋地方合同庁舎 9 階
TEL：027-896-4732

1.2 事業担当部局

群馬労働局職業安定部職業安定課 北原
群馬県前橋市大渡町 1-10-7 群馬県公社総合ビル 9 階
TEL：027-210-5007

仕様内容詳細

1. 規格・部数

品名	規格及び用紙仕様	データ形式	印刷部数	校正	納品先	納期	版権
雇用保険のしおり (事業主の事務手続きの手引き)	【規格】 A 4 版冊子・両面印刷 (表紙から裏表紙まで計 2 7 4 項) 【文字色】 2 色 (基本は黒・赤) ・表紙は緑・青も使用 ・裏表紙はモノクロ印刷 ・背表紙は緑も使用 ・黒・赤ともう一色を使用した箇所が 1 1 枚、フルカラーが 1 4 枚有り ※見本参照 【表紙・裏表紙】 ・色上質紙・特厚口・ピュアピンク色 (「日本製紙 日本の色上質」より) 【本文】 1 3 5 枚 上質紙・A 判 3 5 k g 【綴じ方】 無線綴じ ※国等による環境物品等の調達の推進 に関する法律 (グリーン購入法) の基 本方針の「印刷用紙」及び「印刷」に 係る判断の基準を満たす製品であるこ と。但し、当該「判断の基準」を満た す製品を納入することが困難な場合に は、下記 3 契約担当部局の了承を得た 場合に限り、代替品の納入を可とす る。	ワード、P D F データ	2, 445	校正回数は 2 回以上と し、校正担当者である 群馬労働局職業安定部 職業安定課給付係の北 原と実施し、直接指示 を受けること。	別紙のとおり。	令和 7 年 11 月 20 日	作成データ及び印刷物の版 権は群馬労働局に属するも のとし、版権、データに係 る経費等も含めること。

2. その他の留意点

- ・別添 2『挿入するインデックスの仕様について』のとおり、該当ページにインデックスを挿入すること。
- ・仕様書と併せて提供する、データファイル入りの C D の交付を受けた場合は、本件以外の用途には利用しないこととし、C D は群馬労働局総務部総務課あて返却すること
- ・納品の際、作成したデータを保存し、D V D 又は C D の媒体に保存し群馬労働局職業安定部職業安定課に提出すること。**なお、媒体に保存するデータのファイル形式は原則ワードとするが、難しい場合は上記校正担当と相談の上で P D F データの提出も可とする。**
- ・印刷物を納品する際は、各官署あての納品書も併せて担当者に提出すること。
- ・全ての納品が完了後、納品書及び請求書を群馬労働局総務部総務課あて提出することとし、納品書の宛名は「群馬労働局長」、請求書の宛名は「支出官 群馬労働局長」とすること。
- ・各安定所・出張所等への納品とは別に、1 部を群馬労働局総務部総務課あてに提出すること。

※成果物の確認をさせていただきます。

- ・成果物の検査を行った結果、全部又は一部に不合格品が生じた場合、受託者は直ちに当該成果物を引き取り、必要な修復を行った後、指定した日時までに、修正が反映された成果物を納品すること。

3. 問題発生時の連絡体制

- ・情報漏洩及び作業計画の大幅な遅延等の問題が生じた場合は、以下の連絡先にその内容について報告すること。
(契約担当部局) 群馬労働局総務部総務課会計第 1 係 電話番号：0 2 7 - 8 9 6 - 4 7 3 2
(事業担当部局) 群馬労働局職業安定部職業安定課 電話番号：0 2 7 - 2 1 0 - 5 0 0 7

(別紙2)

挿入するインデックスの仕様について（雇用保険のしおり 事務手続きの手引き）

しおりの「はじめに」の章から「第14章」まで、各ページの小口（冊子を開いたときに外側になるところ）にインデックスを挿入すること。しかし、第1、7、8、13章のページには挿入しないこととする。

また、インデックスの挿入する箇所については、「はじめに」をページの最上部として以降他の章と同じ位置にならないように配置すること。

インデックスの大きさは縦25mm、横17mm程度の長方形とすること。

インデックスは黒色のインクで印刷すること。

インデックス内の文字は白抜きにすること。

インデックス内の文言は、下記の表の通りであり、文字のフォントはHGPゴシックM、文字のサイズは9.5ポイント程度とすること。

インデックス内の文字は縦書き・中央揃えにする。

	ページ数（インデックスを配置するページ）	インデックスの文言
はじめに	5 ページから 11 ページ	ハローワークからのお願い
第2章	13 ページから 31 ページ	適用事業所の諸手続
第3章	32 ページから 40 ページ	被保険者について
第4章	41 ページから 80 ページ	被保険者の諸手続
第5章	81 ページから 83 ページ	賃金について
第6章	84 ページから 87 ページ	労働保険料のしくみ
第9章	90 ページから 162 ページ	育児休業等給付について
第10章	163 ページから 177 ページ	介護休業給付について
第11章	178 ページから 214 ページ	高年齢雇用継続給付について
第12章	215 ページから 225 ページ	失業等給付について
第14章	228 ページから 270 ページ	付録

（下記参考例）第11章の178ページから214ページに挿入するインデックス

高年齢雇用継続給付について

納入場所一覧

施 設 名	所 在 地	電話番号	納品部数	担当
群馬労働局職業安定課	〒371-0854 前橋市大渡町 1 - 1 0 - 7 群馬県公社総合ビル 9 F	027-210-5007	50 冊	北原
群馬労働局労働保険徴収室	〒371-8567 前橋市大手町 2 - 3 - 1 前橋地方合同庁舎 9 F	027-896-4732	35 冊	会計第一係 関口
前橋公共職業安定所	〒379-2154 前橋市天川大島町 1 3 0 - 1	027-290-2111	420 冊	千明
高崎公共職業安定所	〒370-0842 高崎市北双葉町 5 - 1 7	027-327-8609	350 冊	湯澤
高崎公共職業安定所安中出張所	〒379-0116 安中市安中 1 - 1 - 2 6	027-382-8609	100 冊	清水
桐生公共職業安定所	〒376-0023 桐生市錦町 2 - 1 1 - 1 4	0277-22-8609	220 冊	奈良
伊勢崎公共職業安定所	〒372-0006 伊勢崎市太田町 5 5 4 - 1 0 伊勢崎地方同法庁舎	0270-23-8609	270 冊	唐澤
太田公共職業安定所	〒373-0851 太田市飯田町 8 9 3	0276-46-8609	250 冊	金澤
館林公共職業安定所	〒374-0066 館林市大街道 1 - 3 - 3 7	0276-75-8609	220 冊	金井
沼田公共職業安定所	〒378-0031 沼田市下之町 8 8 8 番地テラス沼田 5 階	〒378-0044	120 冊	田中
群馬富岡公共職業安定所	〒370-2316 富岡市富岡 1 4 1 4 - 1 4	0274-62-8609	80 冊	田中
藤岡公共職業安定所	〒375-0054 藤岡市上大塚 3 6 8 - 1	0274-22-8609	120 冊	真下
渋川公共職業安定所	〒377-0008 渋川市渋川 1 6 9 6 - 1 5	0279-22-2636	120 冊	松田
渋川公共職業安定所中之条出張所	〒377-0425 吾妻郡中之条町西中之条 2 0 7	0279-75-2227	90 冊	瀬尾
		合 計	2,445 冊	

契 約 書

発注者 支出負担行為担当官 群馬労働局総務部長 小原 洋二（以下、「甲」という。）
と、受注者 ○○○○○ ○○○○ ○○ ○○（以下、「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

（契約の趣旨）

第1条 雇用保険業務関係冊子（事業主の手引き）の作成・印刷について、甲と乙は本契約を締結し、乙は甲にて作成した別添『仕様書』等に基づき、信義に従って誠実に契約を履行するものとする。

（契約金額）

第2条 契約金額は○円（うち消費税及び地方消費税○円）とし、その内訳は別添『契約金額内訳書』のとおりとする。

2 当該契約の完了に要する全ての費用は、乙の負担とする。

（契約保証金）

第3条 本契約に関する契約保証金は、免除とする。

（契約内容）

第4条 契約内容は、『仕様書』のとおりとし、納入期限、納入場所及び検査場所は、次の各号のとおりとする。

- 一 納入期限 別添『仕様書』のとおり。
- 二 納入場所 別添『仕様書』のとおり。
- 三 検査場所 納入場所に同じ。

（検査）

第5条 乙は、当該調達品目等の給付が完了したときは、その旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、通知を受けた日から10日以内の検査を完了し、乙に可否を通知することとする。

3 検査のために必要な作業員及び費用は、すべて乙において負担すること。

4 乙は、第2項の検査に合格しないときは、直ちに当該調達品目等を持ち去ること。もし持ち去らないときは、甲がこれを他所に運搬することができる。この場合において乙はこの費用及びこれに伴う損害を負担すること。

（権利義務の譲渡）

第6条 乙は、甲の承認を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若

しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売却債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対して債権を譲渡する場合は、この限りではない。

2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

（再委託）

第7条 乙は、委託業務の全部を第三者（乙の子会社（会計法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。

2 乙は、再委託する場合には、様式1により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。

3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再受託者」という。）の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

4 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再受託者を約定しなければならない。

（再委託先の変更）

第8条 乙は再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第2項ただし書に該当する場合を除き、様式2の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

（履行体制）

第9条 乙は、再委託の相手方から更に第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した別紙1の履行体制図を甲に提出しなければならない。

2 乙は、別紙1の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式3により履行体制図変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合については、届出を要しない。

- 一 委託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合
- 二 事業参加者の住所の変更のみの場合
- 三 契約金額の変更のみの場合

3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のために必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(代金の支払い)

第10条 乙は、第5条第2項の検査に合格したときは、代金の支払いを請求することができる。

2 甲は、前項の規定による適法な請求書を受領した日から起算して30日（以下、「約定期間」という。）以内に代金を支払わなければならない。

3 甲が、約定期間内に契約金額の支払いを完了しない場合は、期限到来の日の翌日から支払いを完了した日までに日数に応じ、年2.5%の割合で計算した額の遅延利息を併せて支払わなければならない。但し、遅延に至った事由が天災地変その他正当と認められる場合は、約定期間に算入しない。

4 前項により計算した遅延利息が100円未満の場合は、これを支払うことを要さないものとし、当該計算額に100円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(危険負担)

第11条 当該調達品目等の給付が、甲又は乙の責に帰さない事由により、滅失又は毀損した場合の危険は、第5条第2項に規定する検査完了までは乙が負担し、検査完了後は甲が負担するものとする。

(納品物が契約の内容に適合しない場合の措置)

第12条 甲は、第3条に規定する納品検査に合格した納品物を受領した後において、当該納品物が契約の内容に適合していないこと（以下「契約不適合」という。）を知った時から1年以内に（数量又は権利の不適合については期間制限なく）その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第1号の履行を催促することを要しないものとする。

(1) 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと

(2) 直ちに代金の減額を行うこと

2 甲は、前項の通知した場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。

3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適用するものとする。

(損害負担)

第13条 本契約の履行にあたり、乙の責に帰すべき事由により発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。

(検査の遅延)

第14条 甲がその責に帰すべき事由により、第5条第2項の期間内に検査をしない場合は、その期間を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、この遅延期間が約定期間を超える場合には、超える日数に応じ第10条第3項に規定する遅延利息を乙に支払わなければならない。

(契約履行の遅滞)

第15条 甲は、乙が第4条第一号の納入期限内に当該調達品目等を給付しない場合において、遅滞料を徴することができる。遅滞料はその遅滞の生じた日の翌日から起算して、遅滞日数に応じ、その未納付分に相当する金額に対し、年3.0パーセントの割合で計算した額とする。

2 乙は、天災地変その他正当な事由により第4条第一号の納入期限内に当該調達品目等の給付ができない場合は、期間内にその理由を記して甲に請求することができる。この場合において、甲はその請求を正当と認めたときはこれを許可し、前項の遅滞料を免除することができる。

(解除)

第16条 甲は、いつでも自己の都合によって、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合に乙は、規約金額の100分の10に相当する金額を、違約金として甲の指定する期間内に国庫に納付しなければならない。なお、第3号から第5号に該当すると認められるときは、何らかの催促を要しない。

(1) 第15条の規定により延期が認められた場合を除き、納入期限に合格品の受渡を終了しないとき。

(2) 乙の都合により、乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したとき。

(3) 乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(4) 甲が行う現品の検査又は納入に際し、乙又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げ、又はその他不正行為があると認められるとき。

(5) 第27条の規定に違反したとき。

3 甲は、乙について民法第542条各項各号に定める事由が発生したときは、何らかの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

4 甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができる。

(談合等の不正行為に係る解除)

第17条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 二 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

- 第18条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- 一 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - 二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - 三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 四 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）

- 第19条 乙が第17条及び第19条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3.0%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第20条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第21条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第22条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第23条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当

該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第24条 甲は、第12条第2項、第16条第2項、同条第3項、第21条、第22条及び第24条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が、第12条第2項、第16条第2項、同条第3項、第21条、第22条及び第24条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第25条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(個人情報に関する機密保持)

第26条 乙は、この契約による業務を遂行するにあたり、業務中遂行に知り得た個人情報等、第三者が知り得ない情報について、委託契約期間中及び委託契約期間終了後においても個人情報保護に関する法令等を遵守し、第三者に当該情報の開示又は漏洩してはならない。なお、個人情報の漏洩等の事故が発生した場合にあっては、速やかに甲に通知するとともに、乙の責任において対処しなければならない。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第27条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第28条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。

(2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。

(3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第29条 第29条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(紛争又は疑義の解決方法)

第30条 この契約の履行に当たり、甲及び乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議の上、解決するものとする。

2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については前橋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(存続条項)

第31条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第10条第3項、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第23条、第25条、第27条、第29条、第30条及び本条はなお有効に存続するものとする。

上記契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 群馬県前橋市大手町2-3-1
支出負担行為担当官
群馬労働局総務部長 小原 洋二

乙 ○○○○○○○○○○○
○○○○○
○○○○○ ○○ ○○

(様式 1)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

群馬労働局総務部長 殿

所在地

商号又は名称

代表者又は代理人の氏名

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
2. 委託する相手方の業務の範囲
3. 委託を行う合理的理由
4. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

(様式2)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

群馬労働局総務部長 殿

所在地

商号又は名称

代表者又は代理人の氏名

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

(様式3)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

群馬労働局総務部長 殿

所在地

商号又は名称

代表者又は代理人の氏名

履行体制図変更届出書

契約書第〇〇条の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

1. 契約件名（契約締結時の日付も記載のこと。）
2. 変更の内容
3. 変更後の体制図

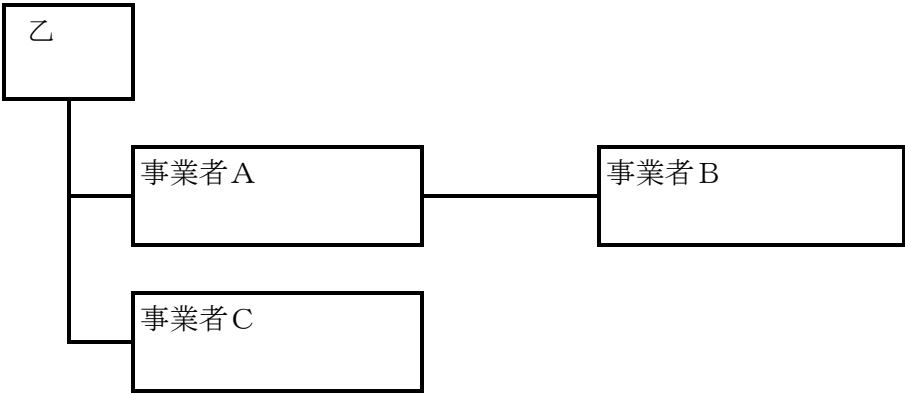
履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業名及び住所
- ・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	東京都〇〇区・・・	円	
B			



契約金額内訳書

件名	雇用保険業務関係冊子（事業主の手引き）の作成・印刷
----	---------------------------

品名	1部単価 (税抜)	数 量	小計 (税抜)
雇用保険のしおり (事業主の事務手続きの手引き)		2,445	
送料等 諸費用		一式	
消費税			
契約金額			